

# ○朝日村新エネルギー普及促進事業補助金交付要綱

平成 22 年 3 月 19 日 要綱第 7 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、新エネルギーの活用による地球温暖化防止と自然環境保全のため、新エネルギー設備を設置する者に対し、一定の補助金を交付することについて、[補助金交付規則\(昭和 39 年朝日村規則第 3 号\)](#)に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(補助対象)

第 2 条 補助金を交付する新エネルギー設備(以下「対象設備」という。)は、次のとおりとする。

区分	規格等	要件
太陽光発電システム	住宅の屋根等への設置に適した、低圧配電線と逆流有りで連絡し、かつ、太陽電池の最大出力(対象設備を構成する太陽電池モジュールの最大出力値はキロワット表示とし、小数点以下 2 桁未満は四捨五入とする。以下同じ。)が 10 キロワット未満の太陽光発電システム	(1) 未使用品であること。 (2) 電力会社と電灯契約及び余剰電力の販売契約を締結できるもの。 (3) 村長が別に定める技術仕様書の要件に適合するもの。
ペレットストーブ 薪ストーブ	ペレット(製材工場及びチップ工場等から産出される端材及び樹皮などを活用し、円筒状に固めたものをいう。)を燃料として使用するストーブ 農林業の生産過程で産出される端材等を燃料として使用するストーブ	(1) 未使用品であること。 (2) 住宅部分に暖房用として設置するものであること。

(交付対象者)

第 3 条 補助金の交付を受けることができる者は、村内に住所を有しかつ村内に居住を目的とした住宅を有する者(当該住宅が自己の所有に属さない場合は、当該住宅の所有者の承諾書を提出できる者)又は住宅を設けようとする者のうち対象設備を設置しようとする者(増設を除く。)で、補助金の交付申請をした年度内に対象設備の設置を完了できる者(ただし、太

陽光発電システムについては、前条表中太陽光発電システムの項要件の欄(2)に規定する契約の締結を完了することができる者)又は対象システムを設置する村内の住宅で販売を目的とした住宅を購入しようとする者とする。

(補助金の制限措置)

第4条 村長は納税等の公平感を確保するため、世帯に村税及び村に納付すべき料金等の滞納(現年分は除く)がある場合は補助の対象から除くものとする。ただし、村長が認めた場合は、この限りでない。

(補助対象経費及び補助金の額)

第5条 補助対象経費及び補助金の額は、[別表](#)に掲げるとおりとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付申請をしようとする者(以下「申請者」という。)は、朝日村新エネルギー普及促進事業補助金交付申請書([様式第1号](#))に、次の書類を添えて村長に提出しなければならない。

区分	添付書類
対象設備を設置しようとする者	(1) 対象設備の設置費用の内訳が明記されている見積書 (2) 対象設備の設置予定箇所の位置図 (3) 対象設備の設置予定箇所の現況写真 (4) その他村長が必要と認める書類
対象設備を設置した住宅で販売を目的とした住宅を購入しようとする者	(1) 対象設備の設置費用の内訳が明記されている書類 (2) 対象設備の設置箇所の位置図 (3) 対象設備の設置箇所の写真 (4) その他村長が必要と認める書類

(交付決定及び通知書)

第7条 村長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査して補助金の交付の可否を決定することとする。

2 村長は、前項の規定により補助金を交付すると決定した者に、朝日村新エネルギー普及促進事業補助金交付決定通知書(様式第2号)により通知するものとする。

(変更等の承認申請)

第8条 補助金の交付決定を受けた者(以下「補助対象者」という。)は、前条第2項に規定する決定の通知を受けた後において、補助金交付申請の内容を変更しようとするとき又は補助事業を中止若しくは廃止しようとするときは、朝日村新エネルギー普及促進事業補助金変更・中止・廃止承認申請書(様式第3号)を村長に提出し、その承認を受けなければならない。

(変更後の交付決定)

第9条 村長は、前条の変更等の申請があったときは、当該変更等を承認するかどうかを決定し、朝日村新エネルギー普及促進事業補助金変更・中止・廃止決定書(様式第4号)により補助対象者に通知するものとする。

(実績報告)

第10条 補助対象者は、対象システムの設置工事が完了した日から15日以内又は交付決定の日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、朝日村新エネルギー普及促進事業補助金実績報告書(様式第5号。以下「実績報告書」という。)に、次に掲げる書類を添えて村長に提出しなければならない。

区分		添付書類
太陽光発電システム	対象設備を設置した者	(1) 対象設備の設置の費用に係る領収書の写し及び内訳書 (2) 対象設備の設置状況を示す写真。(太陽電池モジュールの写真は枚数の確認できるものとし、枚数が確認できない場合は図面を添付すること。) (3) 電力会社との電力受給契約書の写し (4) 竣工検査の試験記録書の写し (5) その他村長が必要と認める書類
	対象設備を設置した住宅で販売を目的とした住宅を購入した者	(1) 対象設備の設置に係る費用の領収が確認できる書類 (2) 対象設備の設置状況を示す写真。(太陽電池モジュールの写真は枚数の確認できるものとし、枚数が確認できない場合は図面を添付すること。) (3) 電力会社との電力受給契約書の写し (4) 竣工検査の試験記録書の写し (5) その他村長が必要と認める書類
ペレットストーブ・薪ストーブ	対象設備を設置した者	(1) 対象設備の設置の費用に係る領収書の写し及び内訳書 (2) 対象設備の設置状況を示す写真 (3) その他村長が必要と認める書類 (4) 県が交付するペレットストーブ設置補助金交付決定通知等の写し
	対象設備を設置した住宅で販売を目的とした住宅を購入した者	(1) 対象設備の設置に係る費用の領収が確認できる書類 (2) 対象設備の設置状況を示す写真 (3) その他村長が必要と認める書類 (4) 県が交付するペレットストーブ設置補助金交付決定通知等の写し

(交付額の確定)

第 11 条 村長は、前条の規定により提出された実績報告書を審査し、適正と認めるときは、補助金の交付額を確定し、朝日村新エネルギー普及促進事業補助金確定通知書(様式第 6 号。以下「確定通知書」という。)により補助対象者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第 12 条 補助対象者は、前条の確定通知書を受けとったときは、村長に朝日村新エネルギー普及促進事業補助金交付請求書(様式第 7 号)を提出するものとし、村長は、これに基づき補助金を交付するものとする。

(補則)

第 13 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 21 年 10 月 1 日より施行する。

別表(第 5 条関係)

対象設備	補助対象経費	補助金の額	上限額
太陽光発電システム	太陽光発電に係る経費(太陽電池モジュール、架台、接続箱、直流側開閉器、インバータ、保護装置、発生電力量計、余剰電力販売用電力量計、配線、配線器具、取付施工料)	太陽電池モジュールの最大出力(小数点以下第 2 位未満の端数は、四捨五入とする。)1 キロワット当り 3 万円を乗じた額 ただし、総額は予算の範囲内とする。	12 万円
ペレットストーブ 薪ストーブ	ペレットストーブ・薪ストーブ設置に係る経費(本体、煙突、付属部品、窓枠工事、取付施工料)。ただし、設置に係る家屋の増改築経費及び電源工事並びにペレット等燃料は除く。	補助対象経費の 5 分の 1 で 5 万円を限度とする。ただし、長野県が交付するペレットストーブ設置補助金の交付を受ける場合は、その合計額	5 万円

様式第1号(第6条関係)

朝日村新エネルギー普及促進事業補助金交付申請書

年 月 日

朝日村長 様

申請者 住所

氏名 印

電話

朝日村新エネルギー普及促進事業補助金の交付を受けたいので、次のとおり申請します。

対象設備の種類	<input type="checkbox"/> 太陽光発電システム <input type="checkbox"/> ペレットストーブ <input type="checkbox"/> 薪ストーブ
対象設備の設置場所	朝日村大字 番地
補助事業の完了予定期日	平成 年 月 日
設置予定の建築物の構造・区分と所有者	(構造: ) (新築・既築・建売) 所有者氏名
対象設備の名称・型番 (メーカー・機種等)	
補助金交付申請額	円
※太陽光発電システムを設置する場合は、以下も記入すること	

設置する太陽電池の最大出力合計値	キロワット
電灯契約者氏名	

※ 太陽電池の最大出力合計値は小数点第2位未満四捨五入

添付書類

- (1) 見積書
- (2) 設置予定個所の位置図
- (3) 設置予定個所の写真

世帯の村税等納付状況を調査することに同意いたします。

申請者

印

朝日村新エネルギー普及促進事業補助金交付決定通知書

様

年 月 日付で交付申請のあった朝日村新エネルギー普及促進事業補助金について、下記のとおり決定しましたので通知します。

年 月 日

朝日村長

1 交付決定金額 円

2 交付条件等

補助対象者は、次に該当する場合は、あらかじめ村長の承諾を受けてください。

- (1) 申請の内容を変更しようとするとき。
- (2) 対象設備の設置等を中止又は廃止しようとするとき。



### 3 実績報告

補助対象者は、対象設備の設置等を完了した後、定められた期間内に実績報告書を提出してください。

### 4 補助金額の確定等

村長は、前項の規定により提出された実績報告書を審査し、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に該当すると認められたときは、補助金の額を確定し通知するものとします。

### 5 補助金の交付等

補助金は、前項の規定による補助金の額の確定後、補助対象者の請求に基づき交付します。ただし、この補助金の交付の条件に違反したときは、その全額又は一部の返還を命ずることがあります。

様式第3号 (第8条関係)

朝日村新エネルギー普及促進事業補助金変更・中止・廃止承認申請書

年 月 日

朝日村長 様

住所

氏名 印

電話

年 月 日付朝日村指令第 号で補助金交付決定を受けた朝日村新エネルギー普及促進事業について、申請の内容を下記のとおり変更・中止・廃止したいので承認してください。

記

1 変更・中止・廃止の内容

2 変更・中止・廃止の理由

様式第4号 (第9条関係)

朝日村指令第 号

朝日村新エネルギー普及促進事業補助金変更・中止・廃止決定書

様

年 月 日付で申請のあった朝日村新エネルギー普及促進事業補助金変更・中止・廃止承認申請について、下記のとおり決定します。

年 月 日

朝日村長

記

様式第5号(第10条関係)

朝日村新エネルギー普及促進事業補助金実績報告書

年 月 日

朝日村長 様

住所

氏名 印

電話

年 月 日付朝日村指令第 号で補助金交付決定を受けた朝日村新エネルギー普及促進事業補助金の実績を次のとおり報告します。

対象設備の種類	<input type="checkbox"/> 太陽光発電システム <input type="checkbox"/> ペレットストーブ <input type="checkbox"/> 薪ストーブ
対象設備の設置場所	朝日村大字 番地
補助事業の完了月日	平成 年 月 日
補助金交付決定額	円
対象設備の名称・型番 (メーカー・機種等)	
※太陽光発電システムを設置する場合は、以下も記入すること	

設置する太陽電池の最大出力合計	キロワット
電灯契約者氏名	

※ 太陽電池の最大出力合計は小数点 2 桁未満四捨五入

#### 添付書類

- (1) 施設整備の設置に要した費用の領収書の写し及び内訳書
- (2) 施設整備の設置状況を示す写真及び図面
- (3) 電力会社との電力受給契約書の写し(太陽光発電システムの場合)
- (4) 竣工検査の試験記録書の写し(太陽光発電システムの場合)
- (5) 【別紙】及び【別添】(太陽光発電システムの場合)

【別紙】

設置したシステムの概要と設置工事費

(1) システムの概要

項		内容						
太陽電池	ア 太陽電池モジュールの型式名							
	イ 太陽電池モジュールの製造番号	別添						
	ウ 製造社名							
	エ 太陽電池モジュールの公称最大出力と使用枚数(注 1)							
	オ 太陽電池の最大出力(注 2)							Kw
インバータ・保護装置	ア インバータ・保護装置の型式名							
	イ インバータ・保護装置の製造番号							
	ウ 製造社名							
	エ 定格出力							Kw
	オ 低圧系統と逆潮流有りて連携するという要件への適合性	系統連係について承認を受ける電力会社						
	カ 電力会社との電力契約内容 (該当のものを○で囲み、「契約内容量」には数値を記入して下さい。)	電気方式	1 単層 3 線式 100V—200V					
		2 単層 2 線式 100V						
	契約種別	1 従量電灯契約 2 時間帯別電灯契約						
	契約容量	A						

太陽電池の設置方法	ア 太陽電池の設置場所 (該当のものを○で囲んで下さい。)	1 新築住宅の屋根上 2 既築住宅の屋根上 3 地表上 4 ベランダ 5 その他( )
	イ 太陽電池の固定方法 (該当のものを○で囲んで下さい。)	1 建材一体化型 2 架台設置型

(注 1) 公称最大出力とは、日本工業規格に規定されている太陽電池モジュールの公称最大出力をいう。

(注 2) 太陽電池の最大出力とは、システムを構成する太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値をいう。

(注 3) 日本工業規格を基準としているが、IECS 等の国際規格も可とする。

(注 4) 太陽電池の最大出力及び定格出力は小数点 2 桁未満四捨五入する。

## (2) 設置工事費

総工事費		補助対象工事費		
項目	金額	項目	金額	備考
		太陽電池		
		架台		

		接続箱		
		直流側開閉器		
		インバータ・保護装置		
		発生電力量計		
		余剰電力販売用電力量計		
		配線・配線器具の購入・据付		
		工事に関する費用		
		小計		
		消費税		
合計		合計		



【別添】

太陽電池モジュールの製造番号及び出力特性

太陽電池モジュール型式							
規定値(JIS)公称最大値 (W)							
番号	製造番号	測定値 最大出力(W)		番号	製造番号	測定値 最大出力(W)	
1				26			
2				27			
3				28			
4				29			
5				30			
6				31			
7				32			
8				33			
9				34			
10				35			
11				36			
12				37			
13				38			
14				39			

15			40		
16			41		
17			42		
18			43		
19			44		
20			45		
21			46		
22			47		
23			48		
24			49		
25			50		

様式第 6 号 (第 11 条関係)

朝日村新エネルギー普及促進事業補助金確定通知書

様

年 月 日付で実績報告のあった朝日村新エネルギー普及促進事業補助金について、下記により額を確定したので通知します。

年 月 日

朝日村長

記

1 交付金額

円

様式第7号(第12条関係)

朝日村新エネルギー普及促進事業補助金交付請求書

年 月 日

朝日村長 様

請求者 住所

氏名 印

平成 年 月 日付で確定のあった朝日村新エネルギー普及促進事業補助金を下記のとおり交付してください。

記

1 補助金請求額 \_\_\_\_\_ 円

2 振込先

金融機関名 \_\_\_\_\_

支店

口座番号 \_\_\_\_\_

こうざめいぎにん  
口座名義人 \_\_\_\_\_